

○令和五年デジタル庁告示第一号(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための
預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付)

(令和五年一月二十日)

(デジタル庁告示第一号)

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

- 一 令和四年度出産・子育て応援給付金(令和四年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律(令和四年法律第九十八号)第一条に規定する令和四年度出産・子育て応援給付金をいう。)
- 二 令和四年度北海道帯広市こども応援給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度帯広市一般会計補正予算における、北海道帯広市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。)
- 三 令和四年度埼玉県行田市子育て世帯物価高騰緊急支援給付金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度行田市一般会計補正予算における、埼玉県行田市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。)
- 四 令和四年度兵庫県宍粟市しそく低所得世帯物価高騰緊急支援金(原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和四年度宍粟市一般会計補正予算における、兵庫県宍粟市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付金をいう。)
- 五 令和四年度熊本県水俣市新型コロナウイルス感染症対策に係るマイナンバーカード取得促進給付金(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和四年度水俣市一般会計補正予算における、熊本県水俣市から、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)の交付を受けた公的給付支給等口座登録者(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十

八号) 第三条第四項に規定する公的給付支給等口座登録者をいう。) に支給される給付金をいう。)

附 則

この告示は、公布の日から適用する。